

被保険者本人が<健康保険適用外>で検診を受ける場合の補助事業について

歯科検診について、オリックスグループ健康保険組合では被保険者本人が<健康保険適用外>で検診を受けた場合に限り、下記の通り費用の補助を行っております。

下記を踏まえて、健康保険適用（保険診療）での歯科検診実施が適切と判断された場合は、健康保険適用で実施頂いても差し支えございません。

検診前に被保険者本人へ健康保険適用・適用外、いずれの方法で実施するか、お伝えをお願いします。

なお、被扶養者のへの補助事業は行っておりません。

記

検査項目	歯科検診 のみ補助の対象とします
補助金額	上限 一人5,000円/年 (5,000円に満たない場合は実費補助) 検診費用が補助上限を超える場合は、事前に被保険者本人の同意を得た上で実施をお願い致します
費用	検診日当日、本人が検診費用の全額（100%負担）を支払い致します 大変お手数ではございますが、次の5項目が明記された「領収証」の発行をお願い申し上げます 被保険者本人が当健康保険組合へ補助金を申請するために「領収証」が必要となります 「領収証」 <ul style="list-style-type: none">・ 宛名：受診者本人の個人名・ 検診実施日・ 但し書き：「歯科検診代」・ 検診費用（税込）・ 貴院名 ※領収証に追記可
留意事項	保険診療とは領収証を分けて発行頂きたくお願い申し上げます